

令和7年第10回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年10月15日（水）午後1時30分から午後1時39分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	欠席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	欠席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	欠席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
3番	目黒 文夫
4番	横山 行雄

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸

6. 議事

報告第 1号 令和7年第10回総会までの主な行事について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、3番 目黒文夫委員と4番 横山行雄委員にお願いします。

　　なお、欠席は2番 横山智委員、5番 星美代子委員、7区 佐藤正義委員であります。

　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和7年第10回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　報告第1号 令和7年第10回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　9月5日から19日まで町議会定例会が役場で開催され、私に対応しております。

　　9月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

　　9月29日と10月1日、農地パトロール（3区）、町内において、清野会長、加藤委員、菊地委員、事務局で実施しております。

　　10月7日、相双農林事務所による営農型太陽光発電の現地調査としまして、町内において事務局で対応しております。

　　10月8日、地方農業委員会連合会会長会議が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

　　10月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、菅野職務代理、中村委員、八巻委員、事務局で調査を実施しております。

　　10月14日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、南相馬市において、清野会長が調査を実施しております。

　　以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局長から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。
　　議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局よ

り説明を求めます。

事務局 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。2ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する畑は、大根を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会長 それでは議案第26号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案の3ページと資料の1ページから3ページになります。

設定人、被設定人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。

転用の目的は、個人住宅であります。権利の設定は使用貸借権設定で、期間は30年間であります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会長 この件に関しましては、10月10日に現地調査を行っておりますので、調査

の報告をお願いいたします。

菅野職務代理 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る10月10日に中村雄志委員、八巻和夫委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番を報告いたします。議案の3ページと資料の1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、北に向かってゆるやかに傾斜している土地であります。

転用目的及び防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。
質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

目黒(敏)委員 特にございませぬ。

会 長 それでは議案第27号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませぬか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第10回農業委員会総会を閉会いたします。